



### 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて 執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおりとりまとめましたので、ご参照ください。  
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2017年8月22日】

#### **個人情報保護委員会、認定個人情報保護団体から法令に基づく届出のあった個人情報保護指針を公表**

<https://www.ppc.go.jp/personal/nintei/list/>

日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、全国銀行個人情報保護協議会等の個人情報保護指針が公表されています。なお、2017年9月21日においても、同様に、届出のあった個人情報保護指針が複数公開されております。

【2017年8月28日】

#### **国土省、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を公表**

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const.tk1\\_000156.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const.tk1_000156.html)

2017年3月、「働き方改革実行計画」において、一定の猶予期間の後、建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることとなりました。これを踏まえ、「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」は、公共・民間含め全ての建設工事において、働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的とした「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定しました。

【2017年8月29日】

#### **証券取引等監視委員会、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表**

<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20170829.htm>

証券取引等監視委員会は、2016年6月から2017年3月までの間に、金融商品取引法違反となる不公正取引に関し、勧告を本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

行った事例を取りまとめた結果等を公表しました。証券監視委は、2016 年度において 51 件の課徴金勧告を行っており、これは、過去最多の勧告件数でした。同事例集に記載されている 2016 年度における課徴金勧告の特徴は以下のとおりです。

【インサイダー取引】

- 上場会社の従業員持株会を介した買付けによるインサイダー取引を初勧告
- 金融商品取引業者等に該当しない者の「自己以外の者の計算」によるインサイダー取引に係る運用対価を課徴金の対象とする規定を初適用
- 情報伝達・取引推奨規制のうち、取引推奨規制違反について初勧告
- 上場会社等の子会社に係るバスケット条項を初適用

【相場操縦】

- 対当売買の発覚を避けるため、売り注文と買い注文を異なる証券会社から発注していた相場操縦を勧告
- 買い見せ玉と売り見せ玉を組み合わせ、株価の上昇及び下落の両局面で利益を得ていた相場操縦を勧告
- 証券会社の自己売買取引において行われた相場操縦を勧告

【2017 年 8 月 31 日】

**パーゼル銀行監督委員会、市中協議文書「Fintech の発展がもたらす銀行及び銀行監督当局へのインプリケーション」を公表**

<https://www.bis.org/bcbs/publ/d415.htm>

同市中協議文書は、金融サービスにおける技術革新や「Fintech」が、銀行及び規制当局に対して中長期的に与える影響等について記載しています。「Fintech」については、規制・監督上の問題点として各国の銀行規制当局間の国際協力など、10 項目を挙げています。

【2017 年 9 月 4 日】

**厚労省、違法な長時間労働を行っていた企業を初公表**

厚労省労働基準局長の 2017 年 1 月 20 日付け「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」:

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-05.pdf>

上記通達に基づく企業名の公表について:

<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0118/7523/20179414918.pdf>

厚生労働省愛知労働局は、2017 年 9 月 4 日、長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行っていた企業について、上記通達に基づき、初めて企業名を公表しました。企業名の公表の要件等については上記通達を参照してください。

【2017 年 9 月 14 日】

**米国司法省副長官、企業起訴に関する指針の変更に関及**

ロッド・ローゼンスタイン米国司法省副長官のスピーチ:

<https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-rod-j-rosenstein-delivers-remarks-constitution-day-address-hosted>

イエーツ・メモ:

<https://www.justice.gov/archives/dag/file/769036/download>

ロッド・ローゼンスタイン米国司法省副長官は、ヘリテージ財団におけるスピーチ後の質疑応答において、2015 年にサリー・イエーツ前米国司法省副長官が各局長宛に出した、イエーツ・メモの企業訴追に関する方針を見直す見直しであると発言しました。イエーツ・メモは、海外公務員贈賄やカルテルなどの企業の不正行為につき、積極的に個人の刑事責任を追及する方針としており、米国司法省が Deferred Prosecution Agreement(訴追延期合意)等で企業の協力を評価するためには、企業が不正行為を行った従業員の訴追を可能にするような証拠等を提出しなければならないとしています。

ローゼンスタイン氏は、「企業を起訴することで、企業犯罪を効果的に抑止することができるか、あるいは、状況によっては個人を訴追することが必要なのかという点が論点である」と述べています。

【2017年9月19日】

**経産省知的財産政策室、「我が国企業の海外展開に係る外国公務員贈賄リスクの状況等に関する調査」の結果を公表**

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/zouwai/houkokusho.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/houkokusho.html)

経済産業省は、インドネシア、タイ等東南アジア 7ヶ国を対象として実施した、外国公務員贈賄に関するリスクの実態等に係る調査結果を公表しました。この調査は、2016年度産業経済研究委託事業(我が国企業の海外展開に係る外国公務員贈賄リスクの状況等に関する調査)として、当事務所が委託を受けて実施したものです。この調査では、東南アジア諸国においては、税関、入国管理、労働許可等、幅広い場面で、外国公務員等から不当な金銭等の要求がなされていることが報告されています。また、外国公務員等から贈賄要求を受けた場合の相談窓口も紹介されています。また、経産省は、上記報告書に加え、外国公務員贈賄(不正競争防止法18条)の客体となりうる上記7ヶ国の「国営企業等」を、不正競争防止法18条2項各号の類型に従って整理した一覧表も公表しました。



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと  
**高林 勇斗**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[y.takabayashi@jurists.co.jp](mailto:y.takabayashi@jurists.co.jp)

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ  
**國本 英資**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[e.kunimoto@jurists.co.jp](mailto:e.kunimoto@jurists.co.jp)

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき  
**西田 朝輝**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[a.nishida@jurists.co.jp](mailto:a.nishida@jurists.co.jp)

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。